

5 監 第 1 0 6 号
令和6年2月28日

福島市議会議長 萩原太郎様
福島市長 木幡浩様
福島市教育委員会教育長 佐藤秀美様

福島市監査委員 佐藤博美
同 佐藤成
同 尾形武
同 丹治誠
(公 印 省 略)

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出いたします。

定期監査の結果に関する報告

第1 準拠している基準

福島市監査基準

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査

第3 監査の対象

1 対象出先機関

杉妻支所、北信支所、西支所、吾妻支所

2 対象期間

令和5年4月から令和5年8月までの執行業務

第4 監査の着眼点

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか等を主眼とした。

第5 監査の主な実施内容

あらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係職員から説明を聴取するとともに、財務関係諸帳簿との照合による書面審査、現金等確認、金庫確認、備品確認及び施設管理状況の確認を実施した。

なお、施設管理状況については、全施設から2施設を抽出し、施設実査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

1 実施場所

福島市役所及び当該支所

2 日程

令和5年10月6日から令和6年2月27日まで
(うち施設実査 令和5年11月9日)

第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りでは、おおむね法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるように行われ、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

定期監査の結果に関する報告

第1 準拠している基準

福島市監査基準

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査

第3 監査の対象

1 対象出先機関

杉妻学習センター、北信学習センター、西学習センター、
吾妻学習センター

2 対象期間

令和5年4月から令和5年8月までの執行業務

第4 監査の着眼点

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか等を主眼とした。

第5 監査の主な実施内容

あらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係職員から説明を聴取するとともに、財務関係諸帳簿との照合による書面審査、現金等確認、金庫確認、備品確認及び施設管理状況の確認を実施した。

なお、施設管理状況については、全施設から2施設を抽出し、施設実査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

1 実施場所

福島市役所及び当該学習センター

2 日程

令和5年10月4日から令和6年2月27日まで
(うち施設実査 令和5年11月9日)

第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りでは、おおむね法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるように行われ、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、別途留意又は改善を促した。

定期監査の結果に関する報告

第1 準拠している基準

福島市監査基準

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査

第3 監査の対象

1 対象出先機関

三河台小学校、森合小学校、清水小学校、北沢又小学校、御山小学校、
吉井田小学校、荒井小学校、佐倉小学校、佐原小学校、野田小学校、
庭坂小学校、庭塚小学校、水保小学校
清水中学校、西信中学校、野田中学校、吾妻中学校

2 対象期間

令和5年4月から令和5年8月までの執行業務

第4 監査の着眼点

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか等を主眼とした。

第5 監査の主な実施内容

あらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係職員から説明を聴取するとともに、財務関係諸帳簿との照合による書面審査、現金等確認、金庫確認、備品確認及び施設管理状況の確認を実施した。

なお、施設管理状況については、全施設から2施設を抽出し、施設実査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

1 実施場所

福島市役所及び当該学校

2 日程

令和5年10月3日から令和6年2月27日まで
(うち施設実査 令和5年11月10日)

第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りでは、おおむね法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるように行われ、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、別途留意又は改善を促した。

定期監査の結果に関する報告

第1 準拠している基準

福島市監査基準

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査

第3 監査の対象

1 対象出先機関

森合幼稚園、清水幼稚園、佐倉幼稚園、庭塚幼稚園
野田保育所、御山保育所
ふくしま中央認定こども園

2 対象期間

令和5年4月から令和5年8月までの執行業務

第4 監査の着眼点

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか等を主眼とした。

第5 監査の主な実施内容

あらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係職員から説明を聴取するとともに、財務関係諸帳簿との照合による書面審査、現金等確認、金庫確認、備品確認及び施設管理状況の確認を実施した。

なお、施設管理状況については、全施設から2施設を抽出し、施設実査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

1 実施場所

福島市役所及び当該幼稚園・保育所等

2 日程

令和5年10月3日から令和6年2月27日まで
(うち施設実査 令和5年11月10日)

第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りでは、おおむね法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるように行われ、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。